

令和5年第14回天草市教育委員会定例会会議録

1 期 日 令和5年11月20日（月）午後2時開会

2 場 所 天草市役所 庁議室

3 本会議に出席した教育委員等

教 育 長	石 井 二三男	委 員	木 下 えり子
委 員	行 合 八恵子	委 員	吉 森 啓 司
委 員	池 崎 教 授	委 員	平 道 千 春

4 本会議に出席した事務局職員

教 育 部 長	平 野 貢 司	教育総務課長	本 多 俊 隆
学校教育課長	赤 星 潤 一	生涯学習課長	岡 田 恵
学校給食課長	緒 方 勇 人	学校教育課審議員	堀 田 美 穂
教育総務課施設係長	正 村 謙 一	学校教育課課長補佐	松 本 祥 司
学校教育課教務係長	盛 田 達 矢	生涯学習課生涯学習推進係長	坂 本 真理子
学校給食課管理係長	袋 田 一 貴	教育総務課総務企画係長	松 下 美 紀
教育総務課総務企画係参事	原 田 忠 志		

5 本会議に付した議題等

(1) 議題

- 議第48号 事務局職員の定年前早期退職の承認について
- 議第49号 権利の放棄について
- 議第50号 令和5年度一般会計補正予算（第10号）について

(2) 協議・報告

- (1) 令和5年12月行事予定について

6 会議の概要

(1) 開会

石井教育長： ただ今から、令和5年第14回天草市教育委員会定例会を開催する。本日は傍聴の申し出があったのでこれを許可する。

(2) 前回会議録の承認

石井教育長： 前回定例会の会議録であるが、何か意見はないか。なければ承認してよろしいか。
(全員承認する)

(3) 教育長報告

石井教育長： 11月16、17日に天草郡市音楽会が開催され、16日午後の部を鑑賞したが素晴らしい合唱だった。子どもたちが他校の同じ学年の素晴らしい合唱を聴いて、自分たちもこうしてはおれないという気になったのではないかと思う。九州中学校駅伝大会が12月2日にあましんスタジアムをスタートに天草コースで久しぶりに開催される。男子は本渡中、地元枠で大矢野中の男子、女子が出場するので頑張るよう期待したい。それから、本渡南小の全盲児童が校内マラソン大会で先生の伴走のもと走り切った。事前に道路のコースをブロックで作った縮小版を手で触りながら、ここには曲がり角があ

るとか、ここは道路が合流している等を頭に入れながら走ったそうで、素晴らしい人権教育の一環として校長会にも紹介したところである。また、インフルエンザはまだまだ流行っている状況であるので注意してほしい。

(4) 議題

議第48号 事務局職員の定年前早期退職の承認について

石井教育長： 議第48号事務局職員の定年前早期退職の承認については人事案件であることから、天草市教育委員会会議規則第14条第1項ただし書きの規定に基づき秘密会とすることを発議する。これに賛成の委員の挙手を求める。

(全員賛成)

石井教育長： 全員賛成と認め、議第48号については、同規則による秘密会と決定する。関係者以外の退席を求める。

【議第48号の審議内容は公開していません】

議第49号 権利の放棄について

石井教育長： 事務局より説明をお願いします。

本多教育総務課長： 本件について、議会の議決を経るべき議案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び天草市教育長に対する事務委任規則第2条第1項第9号の規定により教育委員会の意見を聞かなければならないため、今回、奨学金返還金に係る債権の放棄について提案するものである。放棄する債権の件数は5件、金額は105万3千円、放棄する理由としては、消滅時効期間を経過した債権であり、かつ債権者の死亡、居所不明または破産手続による免責により著しく徴収が困難な債権であるためである。地方公共団体において徴収することができなかった債権がある場合は会計処理上、不納欠損処分を行う必要があるが、これには債権の消滅が前提となる。地方公共団体の債権は公債権、私債権に分類でき、公債権については、時効の到来によって債権は自動的に消滅することになるが、私債権については、時効経過後も時効が援用されない限り債権は消滅しないため、債権を市が放棄しなければ原則として不納欠損処分は行えない。市が有する権利を放棄するには、地方自治法の規定により法令または条例に定めがある場合を除き、議会の議決を得なければならないため、今回提案したものである。今回、放棄を提案する債権については私債権であり、時効期間が経過し、かつ債権者が次のいずれかの条件に該当するため時効の援用が受けられず債権を消滅させられないものについて、徴収不能な債権として権利を放棄するものである。今回は居所不明が1件、破産手続による免責が4件の計5件である。

石井教育長： 委員の方からご質問、ご意見等ないか。

吉森委員： 破産手続によるものは仕方ないが、居所不明者は突然いなくなられたのか。

本多教育総務課長： 転出され、その後連絡が取れなくなったため調査したが、結果的に居所不明である。

行合委員： 返還手続きなどはどのように要請をしているのか。

原田教育総務課参事： 返還については貸付が終わった後、借用証書を交わして借用年数の倍の期間で返還を完了するようになっている。今回は途中まで返還されていたが、自己破産によって免責が決定され、かつ連帯保証人の方が亡くなられて請求できないケースと、消息が分からず調査しても不明なケースについて提案している。

行合委員： 契約者は保護者なのか。

原田教育総務課参事： 奨学生本人である。

行合委員： 保護者の住所は記載されていないのか。

原田教育総務課参事： 記載されている。

行合委員： 本人に対して督促を行っていくのか。

原田教育総務課参事： 本人と連絡が取れない場合は、保護者もしくは連帯保証人に連絡している。

木下委員： 消滅時効期間は10年間であるが、市でも返還について努力をされた結果であると捉えてよいか。

本多教育総務課長： そのとおりである。

行合委員： 現在、今後もだが、どのような対策を立てられているのか。

本多教育総務課長： 現在滞っている分は以前借りておられるものが多いが、最近は借用書を交わす際にしっかりと話をさせていただいている。以前は保護者が書いたのか奨学生本人が書いたのかよく分からない部分があったが、今は本人がしっかりと書いたのかを確認させていただき、お願いしているところである。

行合委員： 保護者もやはり本人にしっかりと返させるということをお願いしたい。借りたら返すということで、お願いしたい。

石井教育長： ほかに質問等はないか。なければ議第49号については承認してよろしいか。

(全員承認する)

議第50号 令和5年度一般会計補正予算(第10号)について

石井教育長： 事務局より説明をお願いします。

本多教育総務課長： 提案理由としては、議会の議決を経るべき議案については、地方教育行政の組織教育運営に関する法律第29条により、天草市教育長に対する事務任規則第2条第1項第9号の規定により、教育委員会の意見を聞かなければならないとなっている。今回補正として挙げるのは、歳入は教育費寄付金200万円、天草市奨学金貸付事業へ寄付したいという個人の方から10月31日にご寄付いただいたものである。続いて、市債、教育債として2,920万円、こちらは社会教育債として社会教育施設整備事業債、御所浦交流センター改修工事にかかる市債で2,920万円である。次に歳出であるが、(1)教育総務費全体で1,093万3千円、これは①事務局費1,052万3千円が職員の人件費の補正で、令和5年度当初予算編成時の職員給与費と、人事異動後の職員給与費の差額等である。それと②教育振興費41万円は会計年度任用職員の人件費補正で、会計年度任用職員報酬の改定及び共済組合事業主負担率等の増加に伴うものである。(2)小学校費、(3)中学校費、(4)幼稚園費、(5)学校給食費については、(1)の①と同じ要件で、人件費の補正を行うものである。また、社会教育施設費の御所浦交流センター改修工事に2,923万5千円と図書館の人件費の補正を挙げている。繰越明許費は年度内に事業完了が困難なものとして次年度に繰り越すものであるが、学校給食費で本渡学校給食センター建設事業費が4,773万3千円、社会教育費社会教育施設整備事業費が御所浦交流センター改修工事の2,923万5千円である。次に債務負担行為補正は、令和6年4月1日に契約を締結する必要がある業務について、市の将来にわたる債務を負担する行為をあらかじめ設定するものである。スクールボート運航管理業務委託料で、令和6年度分の御所浦小・中学校1隻分、限度額2,441万円を債務負担行為を設定させていただく。また、地方債補正は、社会教育施設整備事業の御所浦交流センター改修工事に係る市債の限度額を2,920万円を設定させていただく。詳細については各課から説明を行う。

赤星学校教育課長： スクールボートの運航管理業務委託契約については、令和6年4月の年度当初から業務を行う必要があり、そのためには本年度中に契約事務を行う必要があるため、債務負担行為にて追加するものである。このボートは、平成24年度から横浦島から通学する御所浦中学校の生徒用として運航しているが、現在は御所浦小・中学校の児童生徒が共用している。本業務委託については、スクールボート1隻に係る契約分で、令和6年度単年度分の2,441万円である。燃料費の変動等が見込めない状況であるため、単年度契約とするものである。

岡田生涯学習課長： 社会教育施設費、社会教育費施設整備事業については、社会教育施設である御所浦交流センターの施設改修に係る事業費である。事業概要については、体験学習の島づくりを展開するため、青少年の様々な体験活動を推進し、社会教育施設を活用した本

市の地域資源を活かした宿泊等を伴った体験学習ができる受け入れ体制の構築と施設の利用促進にもつなげていく。補正理由は、御所浦恐竜の島博物館の開館を契機として、同センターを活用した体験学習の充実を図り、施設の利用促進を図っていくが、施設点検により屋根の防水・外壁塗装、洋式トイレへの改修など早急に行う必要があるためである。事業費の内訳については、工事請負費 2,923 万 5 千円の増額補正を行うもので、併せて改修工事に係る市債 2,920 万円の増額補正を行い、市債・社会教育施設整備事業債を充当するものである。繰越明許費補正は、社会教育施設整備事業の工事請負費 2,923 万 5 千円を繰越明許費の補正を行うもので、理由としては、年度内に適正な工期が確保できないため、工事完了を令和 6 年 5 月末と計画している。

緒方学校給食課長： 本渡学校給食センター駐車場整備予定地については、熊本県が施工した天草未来大橋の仮栈橋設置などの工事用地として県に貸出しを行っている。天草未来大橋が令和 5 年 2 月に供用開始され、仮栈橋は想定外の事態に備え、仮栈橋を使用しての改良、補修等に対応できるよう撤去されない状況であったため、工事着手ができない状況であった。供用開始から約半年が経ち、仮栈橋を使用することはなく、今後においても使用する機会はないと県が判断され、9 月から仮栈橋撤去工事に着手されている。撤去工事の工期が令和 6 年 2 月までとなり、駐車場整備工事の年度内完了ができなくなったため、令和 6 年度に繰り越すものである。

吉森委員： スクールボートは年間契約なのか。

赤星学校教育課長： 年間契約である。

吉森委員： 燃料費が途中で大きく変動した場合は。

赤星学校教育課長： 基本的には年間契約であるため、変動が生じてもその金額である。

石井教育長： 委員の方からご質問、ご意見等ないか。なければ議第 50 号については承認してよろしいか。

(全員承認する)

(5) 協議・報告

(1) 令和 5 年 12 月行事予定について

石井教育長： 事務局より説明をお願いします。

本多教育総務課長： まず、市議会が 11 月 28 日に開会し、12 月 15 日閉会の予定である。2 日には九州中学校駅伝が開催され、教育委員会定例会は 21 日を予定している。22 日は 2 学期の修了式である。

石井教育長： ほかに何か質問等ないか。

7 その他

石井教育長： 教育委員又は事務局から何かないか。

岡田生涯学習課長： 令和 6 年天草市二十歳のつどいについて案内をお配りしている。教育委員には 1 月 3 日、4 日に二十歳の門出に主催者としてご臨席いただくようお願いする。本年度から御所浦地区は対象者や保護者からの要望を受け 3 日に変更した。また、本渡地区はコロナ禍前に戻し、午後の部 1 回にまとめて実施する。

石井教育長： ほかに何か質問等ないか。

8 閉会

石井教育長： 事務局から他に何かないか。なければ以上をもって、本日の会議を閉じる。大変お疲れさまでした。